

## 母子父子寡婦福祉資金一覧表

資金名	対象	資金使途	貸付限度額 (円)	据置期間	利子※1	延滞金利
技能習得資金	母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦本人	就労するのに必要な知識技能を習得するに際し、授業料等に充てる資金 (限度：5年)	月額 68,000 自動車運転免許取得 (ただし、直接就労に必要な場合) 460,000	習得期間満了後 1年	無利子 (※1)	延滞元利金額につき3%
修業資金	児童又は寡婦が扶養している子	就労するのに必要な知識技能を習得するに際し、授業料等に充てる資金 (限度：5年)	月額 68,000 自動車運転免許取得 (ただし、直接就労に必要な場合で、高校3年等在学時に就職内定などを受けた児童) 460,000	習得期間満了後 1年	無利子	
就職支度資金	母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦本人 又は児童	就職するのに直接必要な被服・履物の購入等に充てる資金	100,000 (通勤不便地における通勤用自動車購入の場合 330,000)	1年	無利子 (※1)	
医療介護資金	母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦本人 又は児童	医療を受けるのに必要となる費用に充てる資金 (限度：1年)	340,000 (特に経済的に困難な事情にあると認められる場合 480,000)	医療期間満了後 6ヶ月 介護期間満了後 6ヶ月	無利子 (※1)	
	母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦本人	介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要となる費用に充てる資金 (限度：1年)	500,000			
生活資金	母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦本人	技能習得期間中の生活費を補給する資金 (限度：技能習得期間中)	月額 141,000 (但し、母又は父が生計中心者でない場合 70,000)	習得期間満了後 6ヶ月	無利子 (※1)	
	母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦本人	医療介護を受けている期間において生活費等を補給する資金、または、配偶者のない女子となって7年未満・失業期間中の一時的な生活困窮時の生活費を補給する資金 (限度：医療介護・失業期間1年、その他2年)	月額 105,000 (但し、母又は父が生計中心者でない場合 70,000) ※養育費取得のための裁判費用は、12ヵ月相当の一括貸付が可能			
	母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦本人	配偶者のない女子となって7年未満で養育費取得の裁判費用とする資金				
住宅資金	母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦本人	現に居住・所有する住宅を補修・保全等するのに必要な費用に充てる資金	1,500,000 (災害など特別な場合 2,000,000)	6ヶ月	無利子 (※1)	
転宅資金	母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦本人	住居の移転に際し必要な敷金・運送代等に充てる資金	260,000	6ヶ月	無利子 (※1)	
結婚資金	児童又は寡婦が扶養している子	婚姻に際し、挙式披露や家具購入等の費用に充てる資金	300,000	6ヶ月	無利子 (※1)	
就学支度資金	児童又は寡婦が扶養している子	高校・大学等への入学に際し必要となる被服の購入や入学金等に充てる資金 (授業料については、「修学資金」又は「修業資金」となります)	小学校 64,300	卒業後 6ヶ月	無利子	
			中学校 81,000			
			高校・専修 (高等課程)			
			【私立】 410,000 (自宅外通学420,000)			
			【国公立】 150,000 (自宅外通学160,000)			
			大学・短大・専修 (専門課程)・高専			
			【私立】 580,000 (自宅外通学590,000)			
			【国公立】 410,000 (自宅外通学420,000)			
			大学院			
			【私立】 590,000			
			【国公立】 380,000			
			修業施設 (中卒) 150,000 (自宅外通学160,000)			
修業施設 (高卒) 272,000 (自宅外通学282,000)						
専修 (一般課程) 150,000 (自宅外通学160,000)						
事業開始資金	原則貸付していません。				無利子 (※1)	
事業継続資金	原則貸付していません。				無利子 (※1)	

※1事業開始資金・事業継続資金・技能習得資金・就職支度資金 (配偶者のない女子又は男子に係る場合)・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金で、連帯保証人を立てられない場合、年利1.0%の有利子での貸付  
 ※2償還の方法：原則月賦償還による元利均等償還。ただし、繰り上げ償還可  
 ※3償還期間はできるだけ短期間になるように設定してください。  
 ※児童：(配偶者のない女子又は男子が扶養する) 20歳に満たない者

## 母子父子寡婦福祉資金一覧表（続き）

資金名 資金用途	貸付限度額（月額・円）				貸付期間	据置期間	利子	延滞金利
	学校等種別	通学区分	一般分限度額					
<b>修学資金</b>  児童又は寡婦が扶養している子が、高校・大学等の修学において必要となる授業料・教科書代・通学費等に充てる資金	高等学校	国公立	自宅通学	27,000				
			自宅外通学	34,500				
		私立	自宅通学	45,000				
			自宅外通学	52,500				
	高等専門学校 ※国の支援金 部分は原則貸付対象外	国公立	/	1・2・3年	4・5年			
			自宅通学	31,500	67,500			
		自宅外通学	33,750	76,500				
		私立	自宅通学	48,000	98,500			
			自宅外通学	52,500	115,000			
		専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500			
	自宅外通学			78,000				
	私立		自宅通学	89,000				
			自宅外通学	126,500				
	短期大学	国公立	自宅通学	67,500				
			自宅外通学	96,500				
		私立	自宅通学	93,500				
			自宅外通学	131,000				
	大学	国公立	自宅通学	71,000				
			自宅外通学	108,500				
		私立	自宅通学	108,500				
自宅外通学			146,000					
大学院	修士課程	132,000						
	博士課程	183,000						
専修学校（一般課程）			49,500					

その学校の定める最短修業年限を貸付期間とする。

卒業後6ヶ月

無利子

延滞元利金額につき3%

- ・専修学校（専門課程）は、日本学生支援機構対象校のみ貸付対象。また、専修学校（高等課程）は、大阪府育英会対象校のみ貸付対象となります。
- ・日本学生支援機構奨学金貸付対象者については、必要と認められる場合、貸付限度額から日本学生支援機構貸付額を引いた差額の範囲で貸付を行います。
- ・大阪府育英会奨学金貸付対象者については、必要と認められる場合は、貸付限度額から大阪府育英会貸付額を引いた差額の範囲で貸付を行います。
- ・授業料の減免制度や助成制度、他の貸付制度などを活用されている場合は、貸付の対象外となります。
- ・子が貸付を受ける場合には、親又は第三者等で償還能力を有する者を連帯保証人に立てていただく必要がありますが、親が貸付を受ける（子が連帯借受人となる）場合には、連帯保証人は不要です。
- ・償還期間はできるだけ短期間になるように設定してください。

※大学等修学支援制度を利用する場合には別途ご相談ください。